平成２７年（フ）第２３３号
栃木県那須烏山市福岡403番地
破産者　青山　栄一
1　決定年月日　平成27年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第４２４号
福岡市中央区平尾５丁目19番36号
破産者　株式会社アキラコーポレーション
1　決定年月日　平成27年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５２４号
札幌市白石区東札幌３条２丁目１番地　ダイエーショッピングセンター内
破産者　有限会社リバティプチ
1　決定年月日　平成27年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７０号
静岡県田方郡函南町塚本102番地の１
破産者　有限会社きくい
1　決定年月日　平成27年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第２０５号
兵庫県加古川市尾上町口里492番地の１の305号
破産者　株式会社ヒデテクノ
1　決定年月日　平成27年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第６６号
山口市小郡下郷1003番地11
破産者　松尾　晃宏
1　決定年月日　平成27年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３５８号
福岡市西区福重３丁目35番５－206号、前住所福岡市博多区博多駅前４丁目33番７－321号
破産者　セントウ水産こと　當眞　弘敏
1　決定年月日　平成27年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１９号
北海道北見市川東21番地71
破産者　株式会社サプテック
1　決定年月日　平成27年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２７年（フ）第５７７号
神奈川県大和市草柳３丁目６番地４
破産者　モニーク・デザインオフィス株式会社
1　決定年月日　平成27年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９７１号
横浜市旭区上川井町548番地１
破産者　有限会社ドリームオート横浜
1　決定年月日　平成27年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０６９号
横浜市中区山手町154番地
破産者　グリッフ・ジャパン株式会社
1　決定年月日　平成27年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３２号
愛知県江南市赤童子町良原３番地１
破産者　株式会社ラポータス
1　決定年月日　平成27年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第３９号
山口県宇部市大字西岐波30番地３、登記簿上の本店山口県防府市栄町２丁目３番１号防府栄町ビル６Ｆ－Ｃ
破産者　株式会社一心
1　決定年月日　平成27年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３５号
福岡県嘉麻市漆生506－４
破産者　有限会社中村運送
1　決定年月日　平成27年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第３２号
大阪府大阪市淀川区宮原４丁目４番１－1405号　梅原方、開始決定時の住所島根県出雲市小山町571番地１　第１吾郷ビル103
破産者　味覚亭こと　原　　務
1　決定年月日　平成27年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

破産手続終結

平成２５年（フ）第１４号
名古屋市緑区六田２丁目75番地
破産者　高村不動産株式会社
1　決定年月日　平成27年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８０１号
名古屋市中川区澄池町11番22号
破産者　有限会社オオバ巧芸
1　決定年月日　平成27年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２１８７号
札幌市南区真駒内曙町４丁目10番10号
破産者　飯田ウッドワークシステム株式会社
1　決定年月日　平成27年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３８３号
岐阜市薮田西２丁目１番１号
破産者　株式会社シンポ化工
1　決定年月日　平成27年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第４０９号
岐阜市美園町３丁目19番地
破産者　株式会社萬茂商店
1　決定年月日　平成27年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１７６号
熊本市南区御幸笛田２丁目９番10号
破産者　株式会社アリーナ・ファーム
1　決定年月日　平成27年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係